

# 令和6年度 間接リースと直接リースの比較表

	間接リース(現行)	直接リース(新規)	備考
1 環境機構との貸付契約の相手方	都道府県食肉事業連合会等(借受団体)	リース申請者 (借受者)	直接リースの場合、借受団体と借受者との再貸付契約は不要
2 団体の立場 (必要な契約書)	借受団体(貸付契約書及び再貸付契約書)	受託団体 (業務委託契約書)	直接リースの場合、受託団体が再受託団体に検収事務等を委任することができる。 <b>業務委託契約書は印紙税の対象(=4,000円)</b>
3 印鑑証明書、登記事項に変更がないことの証明書	◎	× (ただし、リース申請者の分は必要)	
4 手数料	附加貸付料の約1/7	同 左	変更なし
5 貸付申請書の取次ぎ	◎	◎	変更なし
6 検収	◎	◎	変更なし
7 機構への送金	◎	◎	変更なし
8 理事の自己取引等に係る理事会の承認	◎	×	理事会議事録の作成、提出は不要(令和元年度は14件、令和2年度は9件、令和3年度は11件、令和4年度は11件、令和5年度は9件が対象) <b>※現行ではリース申請後の議事録提出も可としている。</b>
9 インボイス関連事項	借受団体が借受者にインボイスを交付。 <b>※借受団体が免税事業者を選択してインボイスを交付できないと、借受者は消費税の仕入税額控除が受けられない。(ただし、経過措置あり)</b>	機構が借受者にインボイスを交付。 <b>※借受者は消費税の仕入税額控除が可能。</b>	